

令和7年度 第1回吹田市社会福祉審議会全体会議事概要

1 日時 令和7年7月28日(月)午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市役所 中層階4階 全員協議会室

3 出席者ほか

(1) 委員 19名

岡田忠克	委員長	松木宏史	副委員長				
石井祐理子	委員	脇田俊宏	委員	櫻井和子	委員	木田正章	委員
矢上敬子	委員	岡村俊子	委員	菊澤薫	委員	新籾晃子	委員
吉川英次	委員	辻井健一	委員	岡本吉宏	委員	石倉康次	委員
志藤修史	委員	水谷充規	委員	大槻剛康	委員	山本真弓	委員
森戸秀次	委員						

(2) 市職員 26名

梅森 徳晃	福祉部	部長	
田畑 茂洋	福祉部次長	(福祉総務室長兼務)	
齋藤 知宏	福祉総務室	参事	
持永 夏子	福祉総務室	主幹	
本郷 夏実	福祉総務室	主査	
波多野 真	福祉総務室	主査	
賀集 恒介	福祉総務室	主任	
木村 ちひろ	福祉総務室	主任	
中村 海翔	福祉総務室	係員	
竹本 和倫	高齢福祉室	室長	
紙谷 裕子	高齢福祉室	参事	
下村 知生	高齢福祉室	主幹	
糸川 純枝	高齢福祉室	主査	
吉村 恵	障がい福祉室	室長	
金崎 智子	障がい福祉室	参事	
平井 圭介	障がい福祉室	参事	
宮川 公平	障がい福祉室	主幹	
十川 勇志	障がい福祉室	主幹	
安井 基樹	保育幼稚園室	参事	
堀 一也	保育幼稚園室	主幹	
今井 典代	すこやか親子室	室長	
伊勢田 学	すこやか親子室	参事	
岡 寛人	すこやか親子室	主幹	
堀 みどり	子ども発達支援センター	センター長	
脇谷 貴文	子ども発達支援センター	参事	
景山 昭宏	子ども発達支援センター	主幹	

(3) 吹田市社会福祉協議会 3名

井手本 治夫	吹田市社会福祉協議会	総括参事
佐本 一真	吹田市社会福祉協議会	課長代理
山本 浩世	吹田市社会福祉協議会	係長

(4) 傍聴1名

4 配付資料

- 資料1 吹田市社会福祉審議会について
- 資料2 吹田市社会福祉審議会専門分科会開催実績報告書
- 資料3 「第4次吹田市地域福祉計画」進捗管理シート
- 資料3-2 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の概要
- 資料3-3 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針に基づく吹田市の取組み
- 資料4 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の取組状況
- 資料5-1 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画
- 資料5-2 令和7年度実施計画評価シート
- 資料5-3 子どもたちの今を考える「不登校フォーラム」報告書
- 資料5-4 参加支援・地域づくり活動報告書
- 資料6-1 第5次吹田市地域福祉計画の策定方針
- 資料6-2 第5次地域福祉計画策定までのスケジュール
- 資料6-3 吹田市民の地域福祉に関する実態調査（案）
- 資料7 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会委員名簿（案）
- 参考資料1-1 吹田市社会福祉審議会全体会委員等名簿
- 参考資料1-2 吹田市社会福祉審議会規則
- 参考資料1-3 吹田市社会福祉審議会専門分科会委員等名簿（委員長による指名分）
- 参考資料2-1 フリースペースゆるつなチラシ
- 参考資料2-2 令和7年度地域出前講座チラシ
- 参考資料2-3 北千里みんな de フェスタチラシ
- 参考資料3 吹田市地域福祉計画 庁内推進委員会を構成する部室課
- 参考資料4 第4次吹田市地域福祉計画冊子（本編及び別冊資料の2種類）

5 内容

1 開会

2 委員長の選出及び副委員長の指名

委員長 岡田 忠克 委員（事前の互選により選出）

副委員長 松木 宏史 委員（委員長による指名）

3 諮問

4 議題

(1) 審議会について

資料1 吹田市社会福祉審議会について

事務局 社会福祉審議会の委員及び臨時委員につきましては、前回の委嘱期間が令和7年6月30日までであったため、7月1日付けで改めて委嘱を行ったものです。資料1をご覧ください。

社会福祉審議会は社会福祉法に基づき社会福祉に関する事項等を調査審議する機関であり、吹田市社会福祉審議会では3つの会議体によって調査審議を進めているものです。1つ目は本日の会議でもあります「全体会」です。こちらは「専門分科会」で議論した内容の報告や、地域福祉計画の策定及び推進、また、重層的支援体制整備事業のような複数分野を跨り幅広く地域福祉と関わる事業の評価・検討を行います。

次に「専門分科会」です。こちらは分野ごとに専門的な内容について調査審議をする場であり、現在、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会、障がい者施策推進専門分科会の5つの会議体によって構成されております。

最後に「部会」です。こちらは必要に応じて全体会又は専門分科会の下に設置するものであり、より詳細な実務等について検討する場となります。地域福祉計画の策定年度については地域福祉計画策定部会が設置されております。

これら3つの会議体が相互に連携し、社会福祉に関する事項等の調査審議を進めてまいります。その他詳細な内容につきましては、参考資料1-2をご確認ください。以上でございます。

委員長 ただいま事務局から説明があった専門分科会の中で、吹田市社会福祉審議会規則第7条及び8条に基づき、民生委員審査専門分科会については委員及び臨時委員を、身体障害者福祉専門分科会については委員及び臨時委員、並びに会長及び副会長を委員長が指名することとしており、参考資料1-3のとおり指名しております。

(2) 各専門分科会の開催状況

資料2 吹田市社会福祉審議会専門分科会開催実績報告書

資料 3-2 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する
条例の概要

資料 3-3 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する
条例施策推進方針に基づく吹田市の取組み

事務局 民生委員審査専門分科会につきましては、社会福祉法第 11 条の規定に基づき、民生委員の適否について調査審議することを目的として設置が義務付けられているものです。本市では、3年に1度の民生委員の一斉改選時や厳格な審査が必要と認められるとき、民生委員を解嘱する場合に開催することとしており、昨年度の開催はございませんでした。

今年度につきましては、3年に1度の一斉改選の年にあたりますので、資料 2「3 今後の予定」に記載のとおり、令和 7 年 8 月 20 日（水）に本分科会を開催する予定です。

また本日の会議終了後、本分科会の説明会を開催させていただきます。説明会では、民生委員のことや本分科会の概要、一斉改選のスケジュールなど説明させていただきます。本分科会の委員の皆様は、会議終了後、この場にお残りいただきますようお願いいたします。以上でございます。

事務局 身体障害者福祉専門分科会につきましては、身体障害者手帳の申請に係る診断書作成医師の認定、並びに障害程度等の認定及び育成医療・更生医療を実施する医療機関の認定について、審査をいただいております。活動内容としては、主に医師等により 17 名で構成される委員に対し、案件に応じて個別に指定や認定等に関する審査依頼を障がい福祉室から行っており、この間に依頼した回数は、計 52 回となっています。

今後の予定につきましては、複数の委員が集まって審査を行う会議体ではなく、診断書作成医師や身体障害者手帳の障害等級に係る認定審査についてその都度委員個別に依頼しており、今後とも随時、月に 2、3 回のペースでの審査を予定しております。以上でございます。

事務局 本専門分科会につきましては、5名の委員により構成され、教育・保育施設や地域型保育事業の認可にあたり、ご意見を賜っております。昨年 5 月 18 日以降の実績としては 2 回開催をしております。1 件目の昨年 10 月開催分では、地域型保育事業所の設置・運営法人の変更に伴う認可が 1 件、2 件目の本年 3 月には、保育所等の設置に伴う認可を 5 件、それぞれご審議いただきました。

今後の予定につきましては、来年 3 月頃に翌 4 月に設置予定の保育所等の認可をご審議いただくために開催を予定しております。本市では、保育ニーズの高まりや大規模な開発事業に伴い、必要に応じて新たな施設整備を含めた保育提供量の確保を進めていく方針としており、本専門分科会においては、引き続き個別の案件についてお諮りしていく予定です。以上でございます。

事務局

地域福祉計画推進専門分科会につきましては昨年度1月に開催し、第4次吹田市地域福祉計画に記載されている取組内容や各指標に基づく評価等を事務局から報告し、計画の進捗状況についてご議論いただきました。また、第4次計画の取組内容の中で、成年後見制度利用促進の取組みとして令和6年度から実施している「吹田市権利擁護・成年後見支援センター けんりサポートすいた」の取組内容及び令和7年度から実施している重層的支援体制整備事業の実施計画策定状況について詳細に経過等を含めてご報告し、事業の円滑な運用についてご意見をいただいたところです。

なお、本専門分科会につきましては、令和7年度より全体会と統合し、今後は全体会及び策定部会の場で地域福祉計画の策定・推進についてご議論いただくこととなっております。また、前年度は8月にも本専門分科会を開催しているのですが日付の記載が抜けており申し訳ございません。今後資料をホームページに公開する際には修正したものを掲載させていただき予定です。以上でございます。

事務局

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会につきましては、第9期吹田健やか年輪プランの第1年目にあたる令和6年度は令和7年2月10日に1回開催しました。今年度は令和8年1月9日に開催する予定です。令和6年度の専門分科会では、今後のスケジュールの確認と第9期プランの年次報告、そしてグループワークを行いました。年次報告では、第9期計画で設定した指標について取組状況を確認しました。年度の目標を達成する見込みのある指標がある一方で、新型コロナウイルスの影響が残っている指標や伸び悩んでいる指標も見受けられましたが、PDCAサイクルに基づいて引き続き取組みを進めてまいります。グループワークでは、AとB、2つのグループに分かれて、「高齢者の外出促進について」と「介護人材確保について」というテーマで討論を行いました。そこで吹田市で働く体制や条件を整備していくことの大切さや、計画の広報の仕方や情報発信について、また、市民の方のモチベーションを高めるにはどうしたらよいか等について、議論がなされました。頂きましたご意見は、第10期計画策定に向けて参考にさせていただきたいと思っております。

今年度の専門分科会では、引き続き第9期計画の進捗確認として年次報告を行うほか、第10期計画の策定に向けた実態調査のための調査票の内容について、議論したいと考えています。以上でございます。

事務局

障がい者施策推進専門分科会につきましては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の令和5年度の実績評価及び今後の取組みについて、ご審議いただきました。また、吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針の策定と今後の取組みについてご審議

いただきました。

策定された推進方針を少し報告させていただきます。資料3-2をご覧ください。こちらの資料は、令和5年12月に施行された条例と、令和6年12月に策定された推進方針の概要です。1ページ目は、条例の概要です。条例の目的や理念では、手話が言語であることへの理解の促進及び普及、コミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保を推進することが定められています。そして、条例の第8条において、推進方針の策定が定められています。次のページは、推進方針の概要です。推進方針では、3つの方針が定められています。1つ目の方針は、手話への理解の促進及び普及です。2つ目の方針は、障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備です。3つ目の方針は、コミュニケーション支援者の育成及び確保です。次のページは、3つの推進方針ごとの方向性と到達点をまとめたものです。また、方針ごとの主な取組みを記載しています。

資料3-3をご覧ください。こちらは、推進方針に基づく主な取組みをまとめたものです。例えば、すべての職員は「こんにちは」、「ありがとう」、「よろしくお願いします」という3つの手話を覚えるよう取り組みます。また、イベントや会議を開催するときに、必要に応じ手話通訳や要約筆記の手配について、準備段階から検討するようにします。

令和7年度につきましては、引き続き障がい福祉計画や推進方針の取組みの進捗確認や、次期計画策定のためのアンケート調査についてご審議いただく予定です。以上でございます。

委員長 本件について、何かご質問ご意見等がありますでしょうか。

A委員 資料3-3の推進方針に「市民への通知文等の作成にあたり、UDフォントを使用する」と書いてありますが、この趣旨について説明していただけませんか。

事務局 障がいのある方によっては見にくいフォントがありますが、UDフォントは誰もが見やすいように工夫されたフォントであり、庁内でも積極的に使っていこうということでございます。

委員長 ユニバーサルデザインですね。他にご意見、ご質問はありますか。

(意見、質問なし)

(3) 第4次吹田市地域福祉計画の進捗状況

資料3 「第4次吹田市地域福祉計画」進捗管理シート

事務局 資料3につきましては、第4次計画の別冊資料に記載しております各事業の

評価指標に係る実績値や取組状況等について記載したものです。本日は各シートの進捗状況の説明等は省略しますが、第5次計画につきましても同様に数値による指標の活用や、取組状況の見える化ができる手法を取り入れ、効果的に計画を推進する予定です。

また、昨年度第4次計画の推進を議論していた地域福祉計画推進専門分科会において、評価指標はあくまで取組状況を表す結果の一つであり、設定した目標値の低下が必ずしも評価の低下につながるわけではないのではないかというご意見を委員よりいただきました。各所管室課や関係機関、地域団体等が工夫を凝らして取り組まれている状況や定量化しにくい参加者の声や想いなども伝わるよう、進捗管理の方法についても合わせて検討していければと考えております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。本件につきまして、ご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

B委員 次期計画の評価指標については、別途検討する時間があると思いますが、実態調査は今年11月実施予定になっています。これら評価指標の設定と実態調査は一体的・連動的に検討しないと、PDCAが上手く回らないのではないかと懸念しております。

時間の関係もありますので、次期指標を検討する上での考え方だけに絞って2点申し上げます。まず1点目は、分野横断的に共通して取り組むべき課題に関する指標へもっとシフトする必要があるのではないかとということです。社会福祉法でも、地域福祉計画策定にあたってまず最初に求められている記載事項は、地域における各分野が共通して取り組むべき課題となっているからです。担い手や居場所など個々の室課の単独実績だけではなく、市の全体像が評価できる指標をもっと充実させる必要があるのではと考えています。

2点目は、予防に資する保健医療、居住支援に関する指標をもっと充実させたほうが良いのではないかとということです。包括的支援体制は複雑化・複合化した課題解決の為という捉え方が多いですが、厚生労働省の通知にもあるように予防的福祉の推進が重視されています。吹田市は保健所や居住支援協議会を有していますので、例えば保健、医療、福祉、教育に関わるサービスを切れ目なく提供することを基本理念とする成育基本法の観点、また精神障がい者の再入院や刑務所出所者の再犯リスクを低減し得る住宅セーフティネット法の観点をしっかり充実していく必要があるのではないかと考えています。

委員長 ありがとうございます。調査内容については、前回調査から継続的にとるべき質問項目もありながら、重層的支援体制整備事業など委員が仰るように新たに市で課題となっていることについて、実態を明らかにして情報を取り込む必要があります。指標についてもまた改めて検討いただくことになるかと

思います。今のご質問を受けて、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。これから策定部会にて行うアンケート調査の項目の検討を通じて、進捗状況の指標についても見えてくるものと思います。本日いただいたご意見を踏まえて、検討させていきたいと思います。

委員長 重層的支援体制整備事業が動いていく中でそちらについての評価もしていくとなると、分野横断的な目線で適切に評価していくことになると思います。どのような指標が妥当かについては、また改めて委員の皆さまからご意見いただきたいと思ひますし、庁内でもご検討いただきたいと思ひます。

他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

(意見、質問なし)

- (4) 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の報告
資料4 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の取組状況

事務局 昨年の7月1日に開設した「けんりサポートすいた」ですが、業務内容の中でもまず相談・支援及び広報・啓発について重点的に取り組んでいくこととしているため、その取組状況についてご報告いたします。

「1 相談・支援」の「(1)センター相談」につきましては、けんりサポートすいたに配置している3名の相談員が受けた相談件数をお示ししています。開設から1年が経過しましたが、着実に相談件数が増えており、ご本人やそのご家族のほか、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターをはじめとする相談支援機関の方からもご相談をいただいているところです。「(2)専門相談・専門職派遣」につきましては、弁護士、司法書士、社会福祉士に相談ができる制度となっています。専門相談は総合福祉会館にて実施し、専門職派遣は専門職とけんりサポートすいたの職員が相談者のご自宅等に伺う形で実施しており、専門相談は月4枠・専門職派遣は月2枠設けております。

次に、「2 広報・啓発」の「(1)出前講座」につきましては、市内の地域包括支援センターや障がい者相談支援センターといった1次窓口を中心に、けんりサポートすいたの機能や成年後見制度に関する周知を講義形式で行いました。令和7年3月31日時点においては12回開催しています。「(2)主催研修」につきましては、今年度の予定として、3回の開催を予定しています。まず、1つ目の支援機関向け研修は、9月4日に開催を予定しています。吹田市内の地域包括支援センターや障がい者相談支援センターといった支援機関に向けて取組み報告を行い、実際にどんな相談があったか事例を紹介することで、支援機関が相談に繋げやすくなることを目的としています。

2つ目の地域福祉市民フォーラムと、3つ目の市民向け研修については現在調整中ですが、いずれも成年後見制度や権利擁護を市民の方に周知する内容で検討しています。日程が決まりましたら皆様にお知らせさせていただきたいと考えていますので、ご都合が合えばぜひご参加いただけたらと思います。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。本件についてご意見ご質問はありますでしょうか。

C委員 成年後見制度については大阪府下でも取組みがどんどん進められており、弁護士会からも専門相談という形で委員を推薦させていただいているというところですが。成年後見の制度それ自体が曲がり角にきていることもあり、もっと使いやすい制度にしていく必要があるということで、法改正も視野に入れて国のほうでは動いているという状況でもあります。制度が変われば、また運用も変わっていくでしょうし、なり手不足の問題等、新たな問題も出てくるのではないかと思います。今この時期にセンターが立ち上がり、少しずつ着実に件数も増えて運営されているとのことで、今後も是非頑張ってくださいと思っています。

D委員 多くはないものの実際に周りで後見人をつけたいと思われる方もいますが、どういうところから入っていけば良いかわからない方が多いです。例えばこういったフォーラムや研修があれば、是非積極的に参加するように促していきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。どこから入っていけば良いかはわからないという点については、やはり広報面の課題ですね。どれだけセンターの情報が市民に届けられているかということかと思しますので、事務局でも引き続き広報についてお願いしたいと思います。他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

(5) 吹田市重層的支援体制整備事業の報告

資料5-1 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画

資料5-2 令和7年度実施計画評価シート

資料5-3 子どもたちの今を考える「不登校フォーラム」報告書

資料5-4 参加支援・地域づくり活動報告書

事務局 今年度から事業を実施している重層的支援体制整備事業(以降、「重層事業」と申し上げます)について、ご報告させていただきます。重層事業につきまし

ては、本市では令和5年度から検討を進め、令和7年4月から実施しており、本事業を効果的に実施するため実施計画を策定したところです。

それでは、資料5-1の2ページをご覧ください。第1章では重層事業の概要を記載しております。3段落目の第1号~3号として記載のとおり、重層事業では「相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施し、第5号の「多機関協働」という支援の調整役が機能することで、課題が複雑化・複合化したケースや制度の狭間と言われるケース等に対して様々な支援者が伴走し、専門職の支援や地域でのゆるやかな見守りといった支援をつなげていく包括的な支援体制の整備を目指していきます。これらの内容を図にしたものが次のページです。

3ページの図1をご覧ください。一体的に実施する各機能について、すべて新しい取組みを行うわけではなく、1号の相談支援事業、3号の地域づくり事業については、現在も各所管で実施されている既存の取組みを活用します。続きまして図2をご覧ください。重層事業は、地域共生社会の実現を目指すという視点で実施します。支援の流れとしましては、相談支援事業で把握した課題を抱えている人に対して、既存の福祉サービスにつなぐような公的な支援はこれまでどおりですが、制度の狭間にいる人に対しては必要に応じて地域でうけとめる参加支援事業や地域でうけとめる資源をつくる地域づくり事業を活用することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と協働して支援を重ねていくことを、重層事業により実施していくこととなります。

続きまして6ページをご覧ください。第3章では、吹田市として実施する各事業の実施体制について記載しています。まず、(1)相談支援事業について2段落目をご覧ください。庁内の関係室課や、市役所以外の場所においても、地域の相談窓口として社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等が世代や属性を問わず相談に応じ、解決に向けたサポートをするとしており、分野外の相談であってもまずは一旦受け止めて一緒に考えるという形で支援していきます。また、庁内の室課でもこういった支援体制がとれるよう、①受けとめ隊という役割を持った職員を庁内に配置しています。市民から相談を受けた職員や支援機関が、相談のつなぎ先がわからない等により対応に困った場合に、受けとめ隊と一緒に課題のときほぐしやつなぎ先の検討を行う他、会議への出席や研修参加等の業務を行います。

続きまして9ページをご覧ください。先に(3)地域づくり事業からご説明します。1段落目に記載のとおり、高齢・障がい・子供・生活困窮等分野ごとの地域づくりに向けた支援を実施する他、重層的な視点をもって、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保について取り組んでいくものです。続いて(2)参加支援事業ですが、こちらも1段落目に記載のとおり、不登校やひきこもり、虐待、ダブルケア、8050問題、外国人居住者など、複雑化・複合化した課題を抱え社会から孤立している世帯や、年齢要件に当てはまらないなどの理由により既存の制度の狭間にいる人を対象とし、その人らしく

地域で活躍できるよう、人々との交流やコミュニケーションができる居場所をはじめとして、ボランティア活動への参加から就労に至るまで、様々な社会参加を通じて社会とのつながりをつくる取組みです。参加支援事業では、課題を抱えている人に対して社会とのつながりをつくる支援ができるよう社会資源の発掘やマッチング等の調整を行います。

11 ページ以降の巻末資料では、本市の重層事業に資する取組みについて掲載しておりますので、またご一読いただけますと幸いです。重層事業の実施計画に関する説明は以上です。続いて、進捗等のご説明に移ります。

事務局

吹田市社会福祉協議会では、今年度より重層的支援体制整備事業のスタートに基づき、重層支援コーディネーター、参加支援コーディネーター、CSW 13名が配置され活動を行っています。

資料5-2をご覧ください。こちらは重層事業従事者の役割ごとに今年度の計画、目標を設定した資料です。こちらに沿って令和7年度の計画と進捗について、ご説明いたします。

資料の1ページ目「重層支援コーディネーター」についてです。業務内容①多機関協働事業者である福祉総務室と連携し、市民向けの地域福祉フォーラムや、関係機関職員を対象とした研修を開催することを目標にしています。今月地域福祉市民フォーラムを開催し、吹田市社協第5次地域福祉活動計画の報告をもとに、地域福祉について話し合う機会を持ち、様々な団体からご参加いただきました。12月には、先ほど「けんりサポートすいた」の報告でもありましたが、権利擁護をテーマに地域共生社会について考えるフォーラムを開催予定です。②のCSWと参加支援コーディネーターとの連携は、研修や意見交換を通じて連携強化を進めています。1回目の研修では重層事業について確認し、その後意見交換でアウトリーチ事業を担い、個人のサポートと地域のサポートを一体的に行うCSWの役割を再確認する機会を設けました。③重点取組では、関係機関が重層事業を活用するイメージやメリットが湧くよう、地域の支援者等に向けたチラシ等を作成予定です。

また、子ども若者支援にも力を入れています。資料5-3をご覧ください。6月に吹田市社協主催で不登校フォーラムを開催しました。参加者からは「地域が安心できる場所になるような声かけが出来るようにしたいと思いました。」と言う感想や、当事者である保護者の方からは「地域活動されている方が不登校についても目を向けて下さっていることが知れてよかった。」と、安心につながったという声を聞くことができました。当日は保護者だけでなく、当事者であるお子さんにもお手伝いをしていただきました。

吹田市社協が開催している不登校のお子さんと保護者を主な対象とした「フリースペースゆるつな」を月に1回開催しており、参考資料2-1がそのチラシです。このチラシのイラストは、ゆるつなに参加した絵をかくことが好きな中学生が描いてくれました。このようにお子さん自身が活躍する場づく

りや参考資料2-2にあるより身近なエリアでの不登校をテーマとした出前講座を引き続き実施していきます。その他重点取組として、「受援力を高める福祉教育」、自分自身が困った時に適切に他者に頼ることができる力を育むための授業プログラムの開発に中学校の先生や子ども支援の関係者と共に取り組み、11月ごろに山田中学校でプレ実施し、他校にも広げていく予定です。

次に、「参加支援コーディネーター」の項目です。業務内容①に記載がありますとおり、特に教育機関や一般企業との連携を深め、地域の中に新たな社会資源を掘り起こすことに注力します。また他市の先進的な参加支援の事例を参考にし、吹田に合った取組みを検討します。他市の事例については、6月に高槻市社会福祉協議会が開催した「ぶららばカフェ」の視察を行いました。この取組みは企業等の多様な団体が参画し交流する意見交換会として、今後、吹田でも参加支援の受け入れ先の裾野を広げるために同様の交流会等の実施を検討したいと思います。また、業務内容②の個別支援では、重層ミャクミャク会議に挙げたケースの中で参加支援事業の対象となったケースの支援に取り組めます。業務内容③のボランティア活動の推進について、講座等を通じて担い手の要請や活動の魅力発信に取り組み、活動の裾野が広がるように努めます。すでに4月に歌体操ボランティア養成講座を開催し、実人数で5人の方が受講され、2人が継続的に活動を行われています。また、ボランティア体験プログラムとして、ボランティア経験が浅い学生を対象に、活動に気軽にチャレンジしてもらう事業にも取り組んでいます。

続いて、地域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーの取組みについてご説明します。資料5-2の3ページについて、こちらはJR以南ブロックのCSWの実施計画シートですが、共通している部分があるので、こちらをご覧くださいご説明させていただきます。今年度の実施計画では、全ブロックで共通して、①「世代別の課題や地域ごとの特性に応じた支援方法の検討」に取り組む予定です。上半期の実績をもとに、個別支援と地域支援の両面での取組みをふりかえりながら、課題を可視化し、より効果的な関わり方を探っていく予定です。②関係機関、地域団体等との連携では、CSWの役割を整理し、地域包括支援センター等の関係機関と共有し効果的な役割分担、連携につなげていきたいと考えています。こちらも全ブロックで取り組む予定です。③組織支援では、各ブロックで地区福祉委員会に多世代への支援を意識してもらえよう働きかけや、若者世代等に対して地域福祉活動に興味を持ってもらえよう働きかけを行っていきます。また、福祉委員会以外にも、自治会や任意団体の活動の支援にも力を入れていきたいと考えています。豊津・江坂・南吹田ブロックでは、吹南地区福祉委員会が今年度新たに多世代交流型のサロンをスタートされ、その立ち上げ支援をCSWが行っています。

資料5-4をご覧ください。くつろぎサロンという名称で、1回目6月に実施されました。このサロンは、吹田市社協の5か年計画の策定に関する懇談会で挙げた意見から生まれた取組みであり、実施までの地区の中での話し

合いにCSWも同席しながら、情報提供等のサポートを行い実現しました。こうした場づくり等を通じて地域の方が多様な世代、多様な住民に関心を持ちお互いが支え合う地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。参考資料2-3はニュータウンブロックでの取組みで、福祉にあまりなじみがない方でも楽しく参加でき、なおかつニュースポーツであるボッチャの体験ができたり、障がいの事業所が作っているお菓子の販売があるなど、福祉活動を身近に感じられるようなイベントとして開催予定です。今のご説明は、「北千里みんな de フェスタ」というチラシのものです。以上が、令和7年度の実施計画及びその進捗の概要です。

委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見ご質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

E委員 ボランティア団体の中には、小さな地域での多世代での総合的なコミュニティを作る活動をされている方もいらっしゃいます。少しずつですが、地区も超えてというようなことも計画して進んでいるようです。

委員長 ありがとうございます。また次回以降、そういう取組みを共有いただけたらと思います。

F委員 現在吹田市では13名のCSWが活動しています。アウトリーチということで、まず問題のある方に寄り添って解決方法を見出す中で、各種関係団体や行政の方達とのやり取りを含めて解決していきます。先ほどの成年後見もそうですが、一人の方が複雑な問題を抱えていると、その問題が深いほど時間もかかり、関係機関とのやり取りも深くなっていきます。13人のCSWが日々暑い中頑張って動いてくれていることには頭が下がる思いです。これからもっと多様な問題が増えれば、マンパワーの問題も含めて人員確保にも力を入れていく必要があると考えています。

委員長 ありがとうございます。CSWの増員は、重層事業において他市でも課題になっているようで、事業を充実させていけばいくほど、今のご意見のような課題も出てくると思いますので、担当課でも検討いただけたらと思います。

G委員 2025年度の重層事業の実施済みと着手開始の自治体は、全国で30%弱と聞いています。吹田市もその3分の1に入っていくことになるわけですが、地域で福祉のボランティアをしている私の心配は、重層事業という言葉がなかなか定着しないことです。重層事業の前に、包括ケアシステムもまだまだ定着していない中で、その総括や進捗状況、課題の共有がされないまま新たな言葉が乗っかってきます。しかも地域包括ケアシステムよりかなり広範で複雑です。

今の地域の状態はガタガタになっていて、これを重層事業の受け皿にしていくには困難が伴うと思います。世の中複雑になっていることはよくわかりますが、関係者だけの問題になってしまい、それが広範にわたらないことが懸念されます。重層事業、地域包括ケアシステムの問題をもう一度整理して、我々にわかるような言葉の使い方、展開の仕方をお願いできればと思います。

委員長 ありがとうございます。福祉の領域は、どんどん新しい言葉やカタカナが出てきて、我々専門でやっている人間でも追いついていかない部分があります。引き続きそういう市民の方からのご意見を賜りたいと思います。

H委員 地域で活動している方々の実際の肌で感じている課題や、今後の展開に関する要望は本当にそのとおりだと思いました。

地域での取組み、地元住民がこれまで積み上げてきたものもごございますし、ボランティアの方々がテーマに沿って活動することもあると思います。また、新たな主体、NPO法人や企業等の様々な組織・団体が参画する中で、地域のこれからの課題に対する取組みの方向性は、自治会や町内会等、地域を支えてきた基礎組織のあり方を、従来のものに再構築していく方向なのか、あるいは、現状に合う新たな組織として新たなものを検討する方向性になっていくのか、じっくりそれぞれの意見を混ぜ合わせながら、検討していくタイミングだと思いました。

I委員 民生・児童委員協議会の立場としては、地域に根差した相談支援、見守りが主な役割になります。先ほど委員も言われましたが、地域の関係の希薄化により福祉の担い手が不足しており、今の地域は決して容易い環境ではないと思っています。その地域の中で、共助をいかに醸成していくかという施策を皆さんと考えていけたらと思っています。共助のモチベーションになるのが何かわかれば良いのですが、個人のボランティア精神で成り立っている部分もあり、何かアプローチできないか、そのようなことも一緒に考えていただけたらと思っています。

J委員 私は各種ボランティアに携わり、もう十数年になります。私は主婦で地域の中に根差しているつもりですが、独居老人がいかに求めているものがあるか、ひしひしと感じます。私はボランティアグループを持っていますが、その居場所を確保する為の労力が半端じゃありません。公民館や地域のコミュニティセンターを借りること、有償のため皆で持ち出し参加者から徴収したりしていますが、それが本当に福祉なのかと疑問に思っています。吹田市は福祉のまちといわれるものの、まだまだスポットの当たらない老人が多いと思います。この人にも思っても、制度を利用するハードルが高く感じます。理想は理想ですごくいいと思いますが、もっと具体的にアドバイスをいただけたら、市民と

してもっと自分の力を発揮したいと思っているので、これからの地域福祉、また高齢者問題について、相談に乗ってもらえたらと思います。

B委員

各委員が言われたとおりで、少し整理しますと、国は地域共生社会の実現の為に、包括的支援体制の整備を市町村の努力義務とし、その整備の為の一つの手段として、重層事業を任意の事業として創設して吹田市はこれを導入したということです。ただ、全国的に各自治体、市町村の職員でさえ、この事業を十分理解していないことが少なくないというのが課題となっています。従いまして、吹田市は少なくともこの事業を理解してもらいたい支援関係機関、地域で熱心に取り組んでおられるボランティアの皆さんに、早めに手を打たれた方が良くと考えられることを2点に絞って申し上げます。

まず1点は、何故吹田市は今、義務でもないこの重層事業を実施する必要があるのかについて、リアルなデータを使って課題認識の共有化を図られると良いのではないのでしょうか。

2点目は、資料5-1の3ページの図1に、1号と3号に既存制度の対象事業が記載されていますが、これに対応した吹田市の各事業の目的・内容をわかりやすく表にしたものを作成し、理解を進めたほうが良いのではないのでしょうか。例えば高齢分野の3事業は全て介護保険法の第115条の45の地域支援事業という幅広かつ奥行き深い事業に属するが、ホームページにはこういったことがほとんど記載されていません。また、障がい2事業についても、障害者総合支援法の第77条の地域生活支援事業に属しますが、これもまた障がい者支援プランまで覗かないと全く記載がありません。こうした全体像をきちんと押さえておかないと、本来包括化を目的とする重層事業の縦割り化になり兼ねないということです。以上、こうしたことを踏まえて、各担当職員がわかりやすい資料を整理して、福祉総務室がとりまとめやすいようにしていただければ有難いと思います。

最後に、同資料の12ページの支援機関の上から5番目に、地域子育て相談機関設置事業とありますが、主な役割にこども家庭センターとあります。吹田市は子育て支援センターだったと思うのですが、ここだけ確認をお願いしたいと思います。

委員長

それでは委員からのご質問、ご発言を受けて、事務局から何か回答があればお願いします。今できる部分で結構です。

事務局

ボランティアへの支援についてですが、市としては社会福祉協議会を通じて支援を行っている他、自治会への支援も市で引き続きさせていただけたらと考えております。

重層事業については、おっしゃるとおり社会福祉法では市町村が包括的な支援体制を作っていくことが努力義務となっています。社会福祉法では市町

村が主語になるので、市町村がどう包括的な支援体制をとっていくか、その一つの手段として重層事業がありますので、手段が目的化しないように、令和5年度から2年間の検討期間を踏まえて、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター等にヒアリングを行いました。重層事業については庁内でも議論を重ねたうえで始めたところではありますが、委員がおっしゃったように、課題に対する評価がなかなかできていないところがあります。始まったところではありますが、課題を深掘りしながら進めていきたいと考えております。重層事業では相談支援体制のことがよく話題に上がりますが、社会福祉法で包括的な支援体制の一つとして最初にいわれているのは、地域住民が地域活動に参加しやすくなる取組みをなさいということかと思えます。包括的な相談支援体制ばかりクローズアップされますが、地域住民がより地域活動に参加しやすいような手立てについて、引き続き考えていく必要があると思っております。本日の社会福祉審議会をきっかけに、地域福祉計画の5次の計画策定がスタートしますので、皆さんと一緒に、なおかつその他地域の方の声も聞きながら、引き続き包括的な支援体制を作っていきたいと考えております。以上でございます。

事務局 ご指摘いただいたことも家庭センターの表記につきまして、改めて確認させていただきます。

(6) 第5次地域福祉計画策定体制

ア 策定方針（第5次地域福祉計画に盛り込む事項の検討）

イ 策定までのスケジュール

ウ 庁内推進委員会の構成

エ 市民ニーズ調査の実施について

資料6-1 第5次吹田市地域福祉計画の策定方針

資料6-2 第5次地域福祉計画策定までのスケジュール

資料6-3 吹田市民の地域福祉に関する実態調査（案）

事務局 それでは、資料6-1をご覧ください。こちらは計画を策定するにあたり法的根拠や計画期間、計画に盛り込む主な事項等大まかな方針をまとめたものです。この策定方針は、これまでの計画と大きく方向性が変わるようなものではございませんので、特に注視いただきたい点を中心にご説明させていただきます。

まず、項目1「法的根拠」については、平成30年4月の改正社会福祉法の施行において、第107条第5号「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。吹田市としては、令和7年度から実施している重層的支援体制整備事業等を進める中で包括的な支援体制の整備に努めてまいります。

続きまして、2ページの項目4「計画期間」をご覧ください。第5次計画では計画期間を令和9年(2027年)4月1日から令和15年(2033年)3月31日までの6年間としております。第4次計画の計画期間は5年間でしたが、高齢福祉室及び障がい福祉室が所管する計画と策定時期を合わせることで、他の福祉分野における計画と調和を図りながら策定していくものです。

続きまして、3ページの項目7として第4次計画の振返りを記載しており、関連計画と整合のとれた評価指標の設定や福祉以外の分野との連携等を課題にあげております。これを受け、4ページの項目8「第5次計画策定の方向性」として、福祉分野のみに留まらず地域共生社会の実現に向けた目標を示すことや、各計画との調和を図りながら策定することについて記載しております。また、項目9「計画に盛込む主な事項」については、今年の4月から重層的支援体制整備事業が実施されましたので追加しています。

続きまして、資料6-2をご覧ください。今後の策定までの大きな流れとしては、「第5次計画の総括」に記載のとおり、今年度は令和8年3月に骨子案の完成、次年度は令和8年11月に計画素案の完成、同月に答申を予定しております。社会福祉審議会の今後の開催につきましては、4段目に全体会と策定部会に分けて会議日程を記載しております。いずれの会議体についても、今年度に3回、来年度に3回と合計6回開催する予定ですのでよろしくお願いたします。また、3段目に庁内検討として庁内推進委員会を掲載しております。こちらについては参考資料3をご覧ください。構成室課は一覧のとおりで、室課長級職員が構成員となり、庁内においても検討を進めてまいります。

続きまして、資料6-3をご覧ください。先ほどの資料6-2のスケジュールでも記載しておりますが、無作為抽出した18歳以上の吹田市在住者2,000人に対してアンケート調査を11月に実施する予定です。資料6-3は第4次計画策定の際に使用した調査票をベースに、今年6月に開催した庁内推進委員会や、7月に開催した権利擁護に係る団体や行政職員等による委員で構成される「権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会」にていただいた意見を反映したものです。

つきましては、調査項目や回答項目において、追加や削除をした方がいい項目や、特にしっかりと聞いておくべき部分をどこにするかなどについて、委員の皆様よりご意見をいただければと思います。また、本日いただいたご意見も踏まえて、8月26日(火)の策定部会でさらに検討をすすめていく予定です。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告・説明を受けて、何かご意見ご質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

G委員 新たな計画づくりの要の一部を担う団体とその人材の問題についてお願いしたいことがあります。自治会の加入率がどんどん減少しており、自治会加入

率が現状 42%、いずれは 30%台になるという状態が目に見えています。加入率を少しでも改善する為に、現在一自治区に一つの自治会しか認められていません。一つの自治区に二つ以上、ないしは三つ以上の自治会を認める柔軟な体制にしていく等、自治会の数が増えると、施策推進の可能性が広がるのではないかと思います。特に、PTAのボランティア化が関西でも大津市や大阪市で加速していると聞いています。そういう中で自治会も同じような波を受けるのではないかと心配しています。

もう一つは民生委員についてです。定員 551 人に対して現在の実績が 504 人です。私の地区もこの 12 月に民生委員が交代するのですが、今までは同じ地域から出てきましたが、人がいないため隣の地域を担当されていた方がうちの地域も担当することになりました。すぐじゃなくても良いのですが、限定的な民生委員と言いますか、職務の一部を限定した民生委員活動の検討が可能であれば、前向きな検討をいただきたいと思います。

事務局

一つの区域で複数の自治会を認める件については、基本的に自治会は自治組織になりますが、自治会の所管である市民自治推進室とも相談の上追ってご回答させていただければと思います。

民生委員については、市としても負担軽減になるような取組みをさせていただいているところですが担い手が不足している状況です。協定民生委員の話は初めて聞きましたので、それについても追ってご回答させていただければと思います。

K 委員

自治会の加入に関しては、吹田に限らず全国的に非常に厳しい状況ですし、老人クラブの加入率や民生委員のなり手もだんだん減ってきており、全体的に自治の力が弱まってきている傾向は確かにそのとおりだと思います。現行の第 4 次地域福祉計画を拝見すると、ブロックごとに様々な特徴が出ているように思いました。今後の方向性を探るとすれば、実態調査に関してもブロックごとに細かく分析すると良いのではと思っております。ただ、担い手の加入について進めていくのはなかなか難しいとも感じております。地域との親睦や交流、行事を進めていくような一番身近な組織体ではありますが、根本的に高齢になっても仕事を続けて忙しいとか、若い方は当然のことながら働いていて忙しく、生活そのものを維持するのが難しい状況なので、そこを根本的に変えないとなかなか改善策はないのではないかと思いました。

また先ほどの重層事業の件についてですが、重層計画を見るとまだ今年の 3 月からスタートしたところだと思いますが、一つ気になっているのが受けとめ隊についてです。いわゆる庁内連携の会議体だと思っているのですが、どのぐらいの配置規模でどのような状況で動いているのか気になっているところです。また、多機関協働事業者とどのような内容で連携されるか等の積み上げがこの半年間でどのように整理されてきているのか気になりました。まだ

始まったところなので、今後徐々に整理されていけば良いのかなと思います。先ほどの委員のご意見であったような、何故今この事業を実施するのかというの、深刻な生活状態に陥っている地域住民の状況をどれだけきちんと把握できているか、それに対してどのようなアプローチを今ある資源の中でできるのか、活動する中でどんな展開が考えられるか等、きちんと考えるべきということだと思います。そうであるならば、受けとめ隊はかなり重要なポイントになるのかなと思っていますので、この会議でフィードバックをしていただければ幸いです。それと関連して、重層ミャクミャク会議とプレミャクミャク会議、井戸端会議という、この3層の会議形態はすごくユニークで良い発想だと思いました。井戸端会議等でいろいろと資料整理や分析もできるのかなと思いましたので、今期や次期の計画策定と連動させていくのであれば、会議にて把握したことを作業部会やアンケート調査においても整理されていくと良いと思いました。

事務局 受けとめ隊については、重層事業の周知・啓発を行う役割を担う職員であり、庁内における支援の連携スキルの向上等を目指すような形で配置しております。具体的には、10の部局、20の室課に配置しており、人数としては40名ほどの職員が受けとめ隊になっております。今年度に入ってから一度研修を行っており、秋頃にも研修を行う予定です。

L委員 先ほど重層事業の中でも不登校児童の居場所や若者の孤独・孤立対策の話があったと思います。吹田子ども家庭センターでも中学卒業後16歳以上の方々からの相談、また一時保護が近年非常に増えてきています。私達が一番困っているのは、どこかに繋げてあげたくても繋ぎ先がないということです。この観点を持ったときに、実態調査の問3-2が「中学生以下の子どもはいますか」というご質問なのですが、中学生ではないものの困っている人達もいる中で、これは「中学生以下」ということに何か意図があるのでしょうか。

事務局 「中学生以下」の表記に関しては、市の計画に係る実態調査であり、市の組織である教育委員会の管轄が小中学生のためそのような表記としております。ただし委員のおっしゃるように、特に重層事業を実施する上では、管轄ではない年齢層の困りごとを拾っていくことが、今後市の取組みとしても大事になってくると思いますので、いただいたご意見を踏まえて検討したいと思ます。

委員長 課題のある子は、その家庭や保護者に課題があり、支援を求めている場合もあるので、重層事業や地域福祉計画の範囲だと思います。

M委員 こういった会議で計画が作られるのは良いとして、実際使う方がどのぐら

い理解できるかが大事だと思います。どのようなサービスがあるのか、実際使えるのかがわからないと意味がないのかなと思います。先ほどから意見が出ているように狭間にいる人達がやっぱり一番困るでしょうし、若い方で障がいがないとなると、どこに相談して良いかわからないのだと思います。利用する側の立場に立ち、どのような時にどのようなサービスが使えるのか、先ほどホームページの話もありましたが、自分達ですぐに見つけられるようになれば良いなと思いました。

N委員 いろいろな角度からの検討は、これまでもされていると思う。歯科医師会の160人ほどの会員を見ていると、病気や障がい、高齢による課題について、どうしても仕事上関係する部分しか目がいけないところがあります。様々な課題について会員にもわかりやすく伝え、専門職の立場から福祉への理解、協力が必要であると周知しないといけないと感じたところです。

O委員 委員がおっしゃったように、職業柄というか、患者さんへのアドバイスとしては、地域包括支援センターやケアマネさん、民生委員さんに聞いてみてとお勧めするような関わり方が多いです。地域福祉計画としては子供や狭間の方も対象となるため、どのようなサービスやボランティア等があるのか、改めて把握しておく必要があると感じました。

自治会への加入については、私どもの会でも同じですが、加入しないと何が困るのか住民の皆様が理解していないと、「なぜ加入しないといけないのか」「加入すると何か役を押し付けられるのでは」という考えになります。加入する意味を把握していただける取組みができればもっと加入してもらえるのかなと思いました。

P委員 第3次地域福祉計画までは、再犯防止について記載されておらず、第4次計画で初めて載せていただきましたが、この時には保護司会からは委員として入っていませんでした。このようなこともあり様々な資料があるものの、犯罪をした人がどういう立場にいるかという名称そのものも掲載されておられません。そういう人達もあらゆる福祉という部分に繋がっています。更生支援と犯罪防止、この大きな2点が我々の活動の中心ですが、更生支援をしている方の中にも障がいがある方や未成年、中学生くらいの方から80歳までの広い年齢の方が対象になっており、あらゆる福祉的要素が必要だと考えています。例えば、私が担当している対象者は、障がいがあり、障がい者手帳についてどうするかという本人の判断も含めて、障がい者相談支援センターの方と弁護士さんを通じて知り合いになったのですが、我々支援者は全員が専門的な資格を持っているわけではなく、全員が専門家というわけではありません。まさに連携しながら対象者を支援していく必要性を感じました。重層事業という名称ではないものの、既に多機関に繋ぎながら連携しています。これが組織的あ

るいは広域的にできるようになれば、罪を犯した人の更生支援にすごく役立つのではないかと思いますので、このような支援方法が組織的に採用できるようになればと思いますし、保護司さんの中でも、全員が各分野の福祉活動を把握しているわけではないため、大変ありがたいと思っています。我々としては、再犯防止の観点から福祉的な関係機関と連携しながら社会復帰を目指すというところで、参考にさせていただければありがたいです。

E 委員 先日ボランティア連絡会で講座を行い、聴覚障がいの方が参加されました。手話通訳が必要になったのですが、協会に通訳を頼むと一人一万円以上かかるということで、私達はボランティアでお金がないため難しく、吹田市にお願いをしたら、そういう講座の通訳はできないと言われました。ボランティアの手話グループにもお願いしましたが扱いが難しくて派遣してもらえず、そのメンバーの方がたまたま居合わせたことで手話通訳をしてくれた。吹田市ではこれから先どれくらいの期間を考えて、手話が自由に普通の言語として扱えるようになり、手話の方が参加していただけるようになるのか、目標や夢はあるのでしょうか。

事務局 手話言語条例については、イベントや講座の機会に手話が必要な方、他にも視覚障がいの方が来られることを常に意識してくださいというところで始まっています。そのため、今のところ全ての講座に手話派遣をつけるように予算を獲得するというところではなく、まずは手話が言語であることを普及していくということと、手話を習得したい方の学ぶ機会を広げていこうと考えております。手話さえあれば講座に皆と一緒に参加できるのというご要望はいただいております、このあたりは今後どうしていくか検討する必要があります。また、ICTや情報機器の進歩にも期待しており、まだ議論が始まったところという状況です。

A 委員 地域福祉の実態調査をする時に、吹田の6つのブロックに合った集計をお願いしたいなと思います。その為には、市内全域で2,000人を無作為でやるのが良いのか、もう少し絞ってブロックごとに100ケースか200ケースが必ず流れるということができないかということも検討いただければと思います。吹田市は地域によって相当違うと思います。先ほど町内会や民生委員の活動の話がありましたが、地域によってはそれなりのことを取組んでいる地域と、ほとんど取り組めない地域、できないといっても新しい人が多くてできないのか、あるいは高齢者の方が多くてできないのか等、同じできないでも地域によって違うと思います。そういった実態がわかるような集計を是非お願いしたいです。

委員長 ありがとうございます。また次回でも結構ですので、事務局についてはどう

いう形で実施できるか回答をお願いします。

(7) 策定部会の設置並びに部会長の選任及び委員の選出

資料7 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会委員名簿(案)

委員長 「策定部会の設置並びに部会長の選任及び委員の選出」については、私のほうからご説明を申し上げます。

第5次地域福祉計画の策定についての議論を進めるにあたりまして、より具体的、専門的な議論を行うため、吹田市社会福祉審議会規則の第11条第2項に基づき、地域福祉計画策定部会の設置を提案したいと思います。

部会委員の構成については事務局と調整の上、資料7のとおり検討しています。まず、部会長を学識経験者区分として松木委員、社会福祉事業に従事する区分として水谷委員、菊澤委員、木田委員、吉川委員、関係行政機関区分として新羽委員、公募市民区分として大槻委員、山本委員、森戸委員という構成でご提案を申し上げます。

ご異議がなければ、このとおりお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、こちらの資料の「(案)」を取りまして、正式な名簿とさせていただきたいと思います。策定部会の委員の皆さま、策定までの期間お力添えをさせていただきたいと思います。

5 閉会

次回開催予定について

第2回社会福祉審議会全体会 令和7年10月31日(金)午後2時～

第1回社会福祉審議会地域福祉計画策定部会 令和7年8月26日(火)午後2時～

委員長 それでは、本日の審議会はこれで閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。